

2021年1月21日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
副幹事長 大橋 沙織
政調会長 吉田 英策

2021年度予算と主な施策についての申し入れ

はじめに

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け、菅政権は今年7月、緊急事態宣言を1都3県（東京・埼玉・千葉・神奈川）に発令、さらに13日には7府県（栃木・岐阜・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡）を追加、対象地域は11都府県に拡大されました。日本医師会の中川会長は「全国的に医療崩壊は既に進行している。現実には首都圏など緊急事態宣言の対象地域で、通常の病院患者の受け入れを断るなど既に医療崩壊の状態になっている。さらに今後感染者数の増加が続くと医療崩壊から医療壊滅になってしまう恐れがある」と指摘しています。また、従来のコロナウイルスより感染力が強い「変異種」による感染者が国内でも確認されており懸念されます。

今年18日、通常国会が招集されました。菅首相はかつてない困難に直面している国民に努力を求めばかりで、政府として感染抑止のための積極的方策が見えません。さらに要請や勧告に応じない国民や事業者への罰則と制裁を打ち出しました。政府がいまやるべきは罰則で国民を縛ることではなく、国民の不安にこたえることであり、感染症対策は国民の合意と納得、十分な補償によって進められるべきです。政治的立場の違いをこえて、力を合わせるべきです。

県内でも1月の感染者はすでに562人（1/20発表）、月別最多だった昨年12月の455人を大きく上回り、死亡者は34人、累計感染者は1,500人を超えました。県は11日、感染状況を「ステージ3」へ引き上げ、2月7日までの期間、不要不急の外出自粛、飲食店への時短営業などを要請しています。18日現在、病床利用率は59.1%で「ステージ4」の目安を超え、即応病床利用率は79%、また県内事業所の昨年の倒産件数は74件、雇止めは1,359人と報道されるなど、医療体制、暮らし・経済ともに県内でも深刻な事態となっています。

日本共産党は、①PCR等検査を抜本的に拡充し、無症状者を含めた感染者を把握・保護すること、②ひっ迫と崩壊の危機にさらされている医療機関への減収補てんと保健所への支援の抜本的強化をはかること、③自粛要請と一体に十分な補償を行い、雇用と営業を守る大規模な支援を行うことを提案、政府へ要望しました。県もこの観点をコロナ対策のあらゆる場面で生かすよう求めるものです。

今年3月11日で大震災と原発事故から丸10年を迎えます。今なお、県発表による避難者数だけでも3万6千人を超える県民が避難生活を継続しており、故郷に戻れない住民は2倍

を超えるとも言われています。避難指示が解除された区域の居住率は 31.2%（11/30 発表）と住民の帰還はすすんでいません。原発事故特有の長期避難を背景に震災関連死は、地震津波による直接死 1,606 人を大きく上回り、1/8 発表で 2,316 人、関連自殺者は昨年 12 月発表で 118 人と、宮城・岩手両県の 2 倍です。新型コロナという新たな困難が原発被災者へ重くのしかかっている現実を直視し、県は最後の一人まで支援を継続すべきです。

台風 19 号被災から 1 年 3 か月が経過、地球温暖化がもたらす気候変動により、従来とは異なる規模で発生する大規模災害の頻発が今後も予想され、災害からいのちを守る政治の役割がいよいよ重要です。菅政権は昨年ようやく 2050 年までの温室効果ガスゼロを表明しましたが、一方で新規石炭火発を温存し、女川原発、柏崎刈羽原発、高浜原発など原発再稼働を次々と押し進める動きを加速、汚染水の処理方針も早期に結論を出したいとの姿勢を崩していません。10 年の節目にあたり、原発ゼロを決断する年とするためには福島県からの発信が極めて重要です。今年こそ県民の立場で知事は明確に意見表明すべきです。

新年度は県の新総合計画策定の年です。震災と原発事故、大規模災害を経験し、新型コロナ禍の渦中にある県民・国民の価値観は質的に大きく変わり、意識が変化している途上にあります。県民一人ひとりのいのちと暮らし、生活と生業の再建を図るためには、ケアに手厚い県政、福祉型県政へ根本的な転換がいま強く求められています。2 月定例会に先立ち、以上の観点に立って県の来年度予算を策定し、具体的施策を実施するよう要望します。

一、菅政権から、県民のいのち・暮らしを守る県政を

- 1、新型コロナ感染の急激な拡大は、無為無策の菅政権による「人災」である。第 3 次補正予算案は、持続化給付金や家賃支援給付金の 2 度目の支給はなくコロナ収束を前提に G o T o 事業に 1 兆円も積むなど本末転倒の予算である。106 兆円規模の 2021 年度政府予算案も、軍事費は過去最高額を計上する一方で、国民生活と中小企業支援も新型コロナ感染拡大への対応も極めて不十分なことから、国に対し抜本的な予算の組替えを求めること。
- 2、政府は、特別措置法と新型コロナ感染症法を改定し、「罰則」を盛り込むとしているが、公衆衛生の実践上もデメリットは大きく、国民に分断を持ち込むことになる。感染拡大抑止に逆行する「罰則」は設けないよう国に要請すること。
- 3、知事は、県内でも深刻なコロナ感染拡大を打開するため、無症状感染者を発見・追跡・保護する「科学的知見」に基づいた実効ある対策を打ち出すこと。また、感染の現状を分析し、県民への情報開示を積極的にすすめ、県民の協力を得られる県民の心に響く訴えを行うこと。
- 4、75 歳以上の後期高齢者医療費窓口 2 割負担や生活保護費連続引き下げなど、貧困と格差を広げる「全世代型社会保障制度」の見直しを国に求めること。コロナ禍の下で、国は保健所や衛生研究所の職員を減らす目標を掲げているが、むしろ増員を求めること。
- 5、東日本大震災・原発事故から今年 3 月 11 日で丸 10 年の節目を迎えるが、国・東京電力による「人災」であるとの認識に立ち、原発事故の検証を県自ら行い、避難者の実相を丁寧につかみ、原発事故による被害と教訓を県としてまとめ、「原発ゼロ」社会の実現を国内外に発信すること。
- 6、自然と共生する再生可能エネルギーを柱とする「グリーン・リカバリー」は世界の流れである。原発と石炭火力を中心としている国の「エネルギー基本計画」を見直し、再生可能エネルギー発電を抜本的に拡充するとともに、政府として 2050 年までに CO2 排出実質ゼロ

ロ宣言に基づく具体的な実行計画を示すよう国に求めること。

- 7、県も、新総合計画に「原発ゼロ・グリーンリカバリー」を明記し、気候変動対策を全庁で取り組むとともに、県の「再生可能エネルギービジョン」を見直し、環境や人体に負荷が大きいメガ発電中心から小規模分散・住民参加による地域循環型に転換すること。
- 8、県の新総合計画の策定にあたっては、原発事故や19年台風災害、さらに新型コロナ禍を受けて、大きく変化している県民の認識を十分反映させたものとする。復興スローガンの「日本一子育てしやすい県」、「全国に誇れる健康長寿の県」を今後も引き続き掲げ、これらに必要な予算を十分確保すること。
- 9、菅政権が進める行政デジタル化は、所得や資産、医療、教育など膨大なデータを政府に集積させ、国家による国民監視のねらいもある。また、デジタル政府をすすめる前提としてマイナンバーカードを全国民に強制取得させ、健康保険証や銀行口座に紐づけようとしている。個人情報流出やプライバシーの侵害につながらない対策を国に求め、県としても対策を講じること。
- 10、菅政権による憲法9条の改憲策動をやめさせ、唯一の戦争被爆国として今年22日に発効する核兵器禁止条約に署名・批准するよう政府に迫ること。憲法の表現の自由や学問の自由を脅かす日本学術会議の任命拒否撤回を政府に求めること。県政においても、憲法と地方自治の本旨に基づき、県民のいのち・くらしを守る「公助」の役割を発揮すること。

二、新型コロナウイルス感染症対策の強化を

(1) 検査の拡充強化を

- 1、新規コロナ感染者数が減らず感染拡大が止まらない現状を踏まえて、クラスターが発生した施設や事業所はもとより、感染拡大地域住民にも面的PCR検査を実施し、無症状感染者を早期に発見、隔離・保護して感染拡大を防止すること。
- 2、感染リスクが高い新規の入院者、高齢者施設への入所者には全員PCR検査が行われることになったが、感染者が確認されない場合も施設職員、利用者、および出入り業者を対象に早期に全員のPCR検査を実施すること。
- 3、PCR検査対象を拡大し件数を増やすために、被験者本人が採取できる唾液による検査を拡大すること。
- 4、感染者の行動調査で濃厚接触者を特定する保健所のトレーサーを増員すること。
- 5、社会的検査が広がらない要因として、検査費用の半額地方負担が挙げられている。コロナ検査費用は全額国負担とするよう国に求めること。
- 6、PCR検査を世界的水準に引き上げるため、全自動で一度に大規模な検体処理が可能な検査機器を国として全国に配備するよう求めるとともに、県として配備すること。
- 7、空港、港のコロナ感染症に対する防疫を強化すること。

(2) 医療体制の整備について

- 1、コロナ感染者を受け入れる病床が既に逼迫、病床使用率がステージ4の段階となっている。コロナ難民を生まないためにも、受け入れ病床確保のための協力を求めるとともに、受け入れた病院への新たな1人10万円の補助を大幅に拡充すること。コロナ感染者の受け入れを表明してこなかった医療機関でも、受け入れざるを得ない状況が生じた際の支援策を早期に決定すること。

- 2、重症者を受け入れる集中治療用病床の確保を進めるとともに、ECMO対応が必要な患者が出た場合には、対応できる医療従事者の確保を同時に講じ、受け入れ病院の負担を軽減すること。
- 3、コロナ感染症による死亡率が高い本県の実態を分析し、必要な対策を講じること。
- 4、感染者が爆発的に増加した場合には、コロナ感染者を専門に受け入れる病院を県の責任で確保し対応すること。
- 5、全ての医療機関に対して減収補填のための支援を行い、県民の医療提供体制を守ること。
- 6、コロナ感染者の医療機関受け入れについて、逼迫している本県の現状を踏まえて、国が県を越える広域調整を行い、感染者が安心して治療を受けられるよう条件整備を求めること。
- 7、コロナ感染症拡大による経営難で事業団から資金貸付を受けた医療機関に対して、病床削減や病床機能の見直しを強要しないよう国に求めること。
- 8、2月開始と言われるワクチン接種について、優先接種対象者への通知、接種場所の確保など滞りなく始められるよう今から準備を進めること。
- 9、コロナ感染者を搬送した救急隊員に支給される防疫作業手当に関する条例改正を行っていない消防組織に対して、早期に条例改正を行い昨年4月に遡及して手当を支給するよう支援すること。

(3) 暮らし、雇用も地域経済対策は補償と一体で

- 1、国の持続化給付金は申請受付が1か月延長され、2月15日までとされたが、経済活動全体は依然重大な影響が継続していることから、持続化給付金の再給付、家賃支援給付金等の国の支援策を継続するよう強く要請すること。
- 2、雇用調整助成金、休業支援金は延長されたが、雇用は依然厳しい状況が続いていることから、コロナ収束が見通せるまで継続するよう国に求めること。本人が申請できる休業支援金の活用が進まない現状を踏まえて、県として制度の周知徹底を図り雇用を守ること。
- 3、今回県が本県での感染防止対策として、飲食店に営業の時短を要請し協力金の支給を決定したが、協力金の金額については事業者の売り上げ規模に応じて増額し、対象事業者を拡大すること。協力金の申請受付事務を地元の行政書士会等に委託し、早期の支給につなげること。申請に必要な資料等の内容は事前に公表すること。
- 4、国は低所得の一人親世帯に特別給付金を支給するが、一人親に関わらず全ての低所得世帯に特別給付金を支給するよう国に求めること。
- 5、昨年12月に県内各地で実施したフードバンクには、多くの学生や生活困窮者が支援物資を求めて列をなす姿が見られ、県民生活の厳しさが改めて浮き彫りとなった。県は、社会福祉協議会等と連携し、生活困窮者を支援する取り組みを行うとともに、支援する民間団体への支援を行うこと。
- 6、解雇、企業の倒産等により生活困窮となった世帯に、県としても生活保護の活用を促すPRを行い、県民生活を守ること。
- 7、Go Toキャンペーンの中止で苦境に立つ観光業界に、Go To予算を使って直接支援を行うよう国に求めるとともに、県としても支援を行うこと。
- 8、コロナ禍において、なによりもの経済対策となる消費税の引き下げを国に求めること。

三、東日本大震災と原発事故から10年—

被災者支援、原発事故からの真の復興・原発ゼロの発信を

(1) 福島原発の安全な廃炉と全国の原発ゼロの実現を

- 1、菅政権は、温室効果ガス実質ゼロ宣言を隠れ蓑に原発再稼働を進めようとしているが、原発事故から10年、県民は塗炭の苦しみを味わい、まだその渦中にあり、福島県こそ「原発ゼロ」の実現を国に求めること。
- 2、福島第一原発、第二原発の廃炉作業は工程優先でなく安全・安心を最優先するよう国・東京電力に求めること。廃炉作業を国家プロジェクトと位置付け、労働者の安全、健康、雇用に責任を持つとともに、多重下請け構造を是正し直接雇用とするよう国に求めること。
- 3、福島第一原発事故の原因究明を国・東京電力に求めるとともに、県として事故検証委員会を設置し独自の検証を行うこと。
- 4、東京電力に対して、柏崎刈羽原発の再稼働はやめ廃炉作業に集中するよう求めること。また、女川原発の再稼働は中止を国に求めること。
- 5、知事は、汚染水の海洋放出に反対を表明し、タンク保管を継続するために必要な土地や施設の確保を求めること。
- 6、福島第一原発視察受け入れ時に汚染水の安全性をアピールするデモンストレーションは中止するよう東京電力に求めること。

(2) 被災者切り捨てを許さず、賠償や支援の継続を

- 1、県は、国・東京電力に対し、あらゆる場面で事故の加害責任者としての対応を求めること。
- 2、長期化する避難生活で精神的にも経済的にも限界にある避難者の生活実態を調査し、必要な対策をとること。
- 3、復興住宅など避難先での孤独死が相次いでおり、一人世帯、高齢世帯に対する見守りや支援を強めること。
- 4、子ども・被災者支援法の趣旨に基づき、避難を継続する県民への住宅無償提供を復活すること。
- 5、県は国家公務員宿舎へ避難する自主避難者への裁判を取り下げるとともに、避難世帯への2倍家賃請求は中止すること。退居を求めるための親族への協力依頼はやめること。
- 6、被災者、避難者に対する支援を継続するとともに、特に医療、介護の保険料・利用料の免除措置は継続すること。
- 7、帰還困難区域の避難指示解除は除染を前提とするとともに、国に避難指示解除に向けた計画を早期に示すよう求めること。
- 8、生業裁判仙台高裁判決は、国に東京電力と同等の責任があると断罪し、指針を超える賠償を命じ、その他の裁判でも指針を超える判決が出ていることを踏まえて、国に賠償指針の見直しを求めること。あわせて時効延長の法整備を求めること。
- 9、商工業者、農林業者への将来分の一括賠償方式による賠償打ち切りを許さず、今も継続する被害に対して請求通りに賠償するよう東京電力に求めること。
- 10、県の原子力損害対策協議会全体会議を開催すること。

(3) 復興の在り方について

- 1、避難地域の復興は、被災住民が願うくらしと生業の再建への支援を中心とし、惨事便乗型というべき大型開発中心のイノベーション・コースト構想は見直すこと。
- 2、イノベ関連施設や復興拠点施設の維持管理費については、県負担とせず国に求めること。
- 3、石炭ガス化複合発電 I G C C は、政府の「温室効果ガス実質ゼロ」宣言にも逆行するものであり、イノベ構想から外し、稼働中止を求めること。
- 4、イノベ構想の司令塔と位置付ける国際教育研究拠点施設そのものを見直すこと。
- 5、復興祈念公園は、当初計画から建設費が約2倍に増額することから、規模を大幅に縮小すること。
- 6、伝承館や環境創造センターは、震災と原発事故の実相と教訓を伝える施設とするよう内容の改善・充実を図ること。伝承館の入館料を大幅に引き下げること。

四、地球温暖化対策に本気の取り組みを

(1) 気候変動対策について

- 1、県としてCO₂排出ゼロ宣言を行い実効性のある計画を策定し取り組むこと。
- 2、国に対し、エネルギー基本計画見直しに当たり、石炭火発・原発からの脱却、再生可能エネルギーの大幅拡充を基本とするよう求めること。また、温室効果ガス排出量のカウント方法は、間接排出量から直接排出量に改めるよう求めること。

(2) 再生可能エネルギー等の推進について

- 1、再生可能エネルギー推進ビジョンの見直しに当たっては、数値を追いかけメガ発電に偏って環境への配慮を欠き、環境破壊につながってきたことを改め、環境を守り、地域循環型、住民参加型に転換し、そのためのルールをつくること。
- 2、三大明神風力発電をはじめ県内各地で住民の反対運動が起きているメガ発電は中止を求めること。
- 3、再生可能エネルギーを抜本的に拡大するため、民間住宅への県の太陽光発電設備に対する補助額を増額すること。また、家庭用蓄電システムの普及のために、補助金額の引上げを行い推進すること。
- 4、省エネ住宅建設への助成を拡充すること。

(3) 異常気象による大規模災害対策について

- 1、国管理の一級河川対応はもちろんのこと、県管理の二級河川においては県がリーダーシップをとって関係団体・国・市町村・住民参加型の流域治水対策を早急に進めること。
- 2、河道掘削など日常的な河川管理のための維持費を十分確保すること。
- 3、宅地の土砂災害被災者への支援策を県として整備すること。

(4) 避難者・被災者支援について

- 1、コロナ禍の避難は分散避難が求められていることから、避難所の数を増やすとともに市町村を支援し内容を拡充すること。
- 2、県のリエゾン派遣は、適切な避難指示の発令、避難誘導のため、災害が想定される早期の段階で行い市町村と一体で進めること。
- 3、災害時の要支援者を事前に把握し、避難時に必要な支援策が適切に取れるように個人情

報が地域で共有できる法体系の見直しを求めること。

- 4、市町村を支援し、河川ごとの避難のタイムラインを設定すること。
- 5、消防設備に対応する消防職員の充足率が74%であることから、増員を図るよう市町村を支援すること。
- 6、被災者生活再建支援法の支援金限度額を500万円以上に引き上げるよう国に求めるとともに、県独自の支援制度を創設すること。

五、福祉型の県づくりへ転換を

新型コロナウイルス感染症による世界的パンデミックは、社会のありようを根本から問い直すものとなっています。命と健康、県民生活を最優先する県政への転換が求められています。

(1) 保健、公衆衛生部門の体制強化を

- 1、コロナ感染者の増大に保健所機能が追いつかない現状を踏まえ、保健師の増員、臨床検査技師の配置など専門職員を増員し、保健所体制を抜本的に強化すること。二次医療圏ごとの保健所体制を見直し、かつての支所を復活させるなど住民に密着した保健所機能を発揮できるよう体制を整備すること。
- 2、コロナ感染症で役割の重要性が再認識された県の衛生研究所は、施設の老朽化と狭隘により、困難な事業運営を強いていることから、建て替えを検討するとともに、新たなニーズに対応できるよう職員の増員を行うこと。

(2) 医療提供体制の強化を

- 1、コロナ感染症の拡大で改めて顕在化した本県医療提供体制の脆弱さ、医療専門職の不足を深刻に捉え、医師をはじめとする医療専門職の育成・確保を県の重点課題に位置付け取り組むこと。奨学金制度は医師に準じた金額に見直すこと。
- 2、コロナ感染の拡大で急性期医療用病床の必要性が再確認されていることから、県の地域医療構想、地域医療計画の見直しを行うこと。
- 3、コロナ感染者の受け入れでも重要な役割を担っている公立・公的病院の統廃合リストは撤回するよう国に求めること。
- 4、消費税10%への増税により、医療機関が医療費に転嫁できないいわゆる損税が更に増大し経営を圧迫している。経営を維持できる診療報酬への引き上げを国に求めること。
- 5、昨年来のコロナ感染症拡大により、各種健診率が大きく下落し県民の健康の維持増進に懸念が生じていることから、感染対策を取りつつ各種健診率を向上させるよう市町村を支援すること。
- 6、国保制度については、①県が見直し中の県国保運営方針については、5年後の統一保険税の導入は盛り込まないこと。②一般会計繰り入れによる保険税を軽減する市町村へのペナルティは、行わないよう求めること。③子どもの医療費無料化による国の国庫支出金削減のペナルティを廃止するよう国に求めること。④子育て支援策として、県の一般会計繰り入れで子どもに係る均等割を廃止すること。⑤国保税滞納世帯への短期被保険者証、資格証明書の発行は行わないよう市町村を支援すること。

(3) 介護、高齢者福祉の充実について

- 1、新年度から始まる県の第8次介護保険事業支援計画および第9次高齢者福祉計画は、介

護保険の目的である高齢者がどこでも安心して老後を送れるような社会的介護体制の整備にふさわしい内容とするよう市町村を支援すること。

- 2、待機者が依然として多数に上る特養ホームを増設し、待機者を解消すること。昨年国の指導で特養ホーム待機者のうち要介護2以下が外され、本県の待機者は1万人から7千人台に減少したが、これまで待機者として入所を待っている要介護者が、適切に入所できるよう施設を支援すること。
- 3、国の介護保険制度見直しによる要介護1、2の生活援助の市町村総合支援事業への移行は行わないよう求めること。
- 4、介護従事者の抜本的処遇改善を図るためにも、介護報酬の大幅引き上げとともに、介護保険の国庫負担割合を現行25%から35%に引き上げるよう国に求めること。
- 5、高齢化社会を支えるため、地域公共交通バス・電車代の無料化、デマンド型タクシーや個別タクシー利用への補助を拡大できるよう市町村を支援すること。
- 6、地域の小売商店で廃業が相次ぎ、高齢世帯の買い物難民が生まれていることから、移動小売業者への支援を強化すること。
- 7、高齢化社会に対応するためとして、国は一人僅か7万円程度の給付金で全ての社会保障費を賄わせようとするベーシックインカム制度の導入を検討している。社会保障を根底から破壊するもので断じて認められない。人権としての社会保障制度の堅持を国に強く求めること。

(4) 障がい者福祉の充実について

- 1、コロナ感染症による利用者数の減少で経営難に陥っている障がい者支援事業所の経営を維持するため、かかりまし経費等の支援金を大幅に増額し、職員の処遇改善にも活用できるよう国に制度改善を求めること。
- 2、2018年国の障がい者総合支援法の報酬基準改定により、就労支援事業所の収入が減少している。障がい者総合支援法の報酬基準を大幅に引き上げ、職員の処遇を改善するとともに、利用者への支払賃金に応じた成果主義報酬体系は止めるよう求めること。
- 3、コロナ禍の下で、事業所の仕事が減少し支払賃金も減少していることから、障がい者優先調達法に基づき、公的な調達を増やすよう県の各部局に通知するとともに、県の外郭団体にも同様に要請すること。
- 4、就労、就学時でも移動支援サービスが利用できるよう制度の見直しを国に求めること。県内で移動支援事業を実施していない市町村について、早期の実施に向け支援を強化すること。
- 5、市町村事業となっている地域生活支援事業については、補助基準を大幅に見直すよう国に求めること。県も独自の補助を行うこと。
- 6、65歳以上の高齢者に対する福祉サービスを、障がい者福祉から介護保険によるサービスへ、強制的移行は行わず、利用者の意思を尊重するよう市町村を支援すること。
- 7、県として障がい者の法定雇用率を守るとともに、民間事業者も法定雇用率を達成するよう要請すること。
- 8、知事の定例会見の際に、手話通訳者がテレビ画面に映るよう配慮すること。

六、農林水産業、商工業、観光の振興について

(1) 農林水産業の振興を

- 1、米の検査について、抽出検査に移行した市町村でも全量全袋検査を希望する団体等が検査できるように仕組みを直すこと。
- 2、相次ぐ自然災害に対応するため、収入保険は白色申告者でも加入できるよう要件緩和を国に求めること。
- 3、モモのせん孔細菌病対策について、特効薬開発など技術や知恵を継承できるよう果樹研究所の人員体制を確保すること。
- 4、田んぼダム事業は流域治水の観点からも重要であり、県として推進すること。
- 5、イノシシ被害対策について、県の「イノシシ管理計画」の抜本の見直しを行うこと。
- 6、食料安定確保の観点からも家族農業を支援し、食料自給率向上を国に求めること。県は食料自給率の目標を持つこと。また、国連の家族農業年に呼応し、大規模集約化だけでなく、農業者戸別所得補償制度の復活などで家族経営を支援すること。
- 7、若者の就農を総合的に支援する新規就農者支援制度を拡充し、国の支援対象とならない部分については県独自の支援を行うこと。
- 8、種子法に代わる条例制定は準備中も含めると 25 道府県に広がっており、本県でも要綱での対応ではなく条例を制定すること。国に対し、種苗法廃止を求め、農家の自家増殖の権利を守ること。
- 9、肉用牛肥育経営安定交付金制度について、従来どおり都道府県ごとの地域算定方式を認め、地域の実態に合わせた制度運営とするよう国に求めること。
- 10、山菜、きのこなど未だに出荷制限が続いていることから、里山除染を拡大すること。
- 11、山そのものの力を守るため、山の維持管理や保育など森林再生事業を積極的に推進すること。改植については、広葉樹などで保水力を維持・向上させるようにすること。林業後継者を支援し、山の維持管理を継続して行えるようにすること。
- 12、今春から漁業の本格操業となるが、放射能の検査体制強化など引き続き漁業者を支援すること。内水面漁業者への支援も強化すること。
- 13、航路確保など漁港としての機能を確保するため、堆積土砂撤去の予算を大幅に増額すること。

(2) 商工業、観光の振興を

- 1、県内の商工業・観光事業者は原発事故後、何重にも困難に直面している。中小商工業者の経営と雇用を守るため、直接支援を強化するよう国に求めるとともに、県としても直接支援を強めること。コロナ禍に乗じた中小企業の淘汰はやめ、地域経済の主役である中小企業を支援すること。
- 2、復興関連事業が減少する中で、公共事業の地元業者への優先発注に努めるとともに、より多くの事業者が直接受注できるよう分離発注をすすめること。
- 3、入札参加資格のない小規模事業者が公共事業に参加できるような仕組みづくりが市町村では実施されているが、県としても同様の仕組みをつくること。
- 4、市町村では既に取り組みされている住宅リフォーム助成制度、商店リニューアル助成制度を県として創設すること。
- 5、伊達市が誘致を進める東北最大規模の売り場面積を有するイオンは、県内の地元商店に壊滅的打撃となることは必至である。歩いて買い物ができるまちづくりを目指す県の商業

まちづくり推進条例の趣旨に照らして、県は設置を認めないこと。

七、子どもの健やかな成長と教育の充実について

- 1、新型コロナ禍で、県民の暮らしがますます苦しくなる中、児童虐待やDV被害が増加していることから、県警に対策課新設の方針が示されたが、知事部局においても相談窓口や入所施設等の拡充、職員の増員を図ること。
- 2、原発事故後に実施している甲状腺検査について、強制とならないよう検査を工夫しつつ、今後も継続すること。
- 3、学校給食費については、県内7割弱の市町村が全額または一部補助を実施していることから、県として学校給食費の無償化を実施すること。
- 4、コロナ禍で役割が重要視された学童保育所の待機児童を解消するため、公立で増設すること。また、保育所の待機児解消を図り、市町村を支援し公立の認可保育所を増設すること。他産業に比べて低い学童クラブ支援員と保育士の賃金を引き上げること。
- 5、新型コロナ禍をふまえ、教育予算を大幅に拡充し保護者負担を軽減すること。
- 6、国が、ようやく40年ぶりに小学校の35人学級を新年度から実施する方針を示したが、段階的ではなく早期に実施を求め、さらに中学校と高校にも広げ、それに見合う正規教員を配置するよう国に求めること。また、本県が全国に先駆け実施している小学校、中学校の30人学級を高校にも広げ、常勤講師ではなく正規教員で配置すること。
- 7、新型コロナ禍の下、全国学力調査と県独自の学力調査は中止すること。
- 8、県立高校の統廃合・再編計画を凍結すること。あわせて、高校の「特色化」の名による「序列化」をやめること。
- 9、特別支援学校の整備にあたり、国の設置基準策定の動きを受けて設置すると共に、既存校においても児童生徒数の上限を示すなど過大・過密の解消を図ること。高等部生徒への通学費助成を行うこと。
- 10、国の給付型奨学金制度については、給付対象者を大幅に拡充するよう国に求め、県としても希望するすべての高校生、大学生、専門学生を対象とする制度に改善すること。
- 11、新型コロナ禍で消毒やリモート授業、以前から続いている持ち帰り残業など教職員の多忙化解消を図るため、正規教員を増員すること。公立学校に変形労働時間制は導入しないこと。
- 12、スクールサポートスタッフの目標数を確保するためにも、処遇を改善すること。

八、ジェンダー平等を実現し、人権が尊重される県政へ

- 1、県の総合計画策定にあたっては、女性の視点を反映させること。ふくしま男女共同参画プランの目標を引き上げ、ジェンダー平等の観点で県政のあらゆる施策を進めること。
- 2、県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会にも幅広く女性を登用すること。
- 3、圧倒的に女性が多い県の会計年度任用職員について、常勤からパートとした扱いは見直し、正規化を図ること。
- 4、男女が共に子育てしながら働き続けられる環境整備を進めるために、県が率先して取り組み、企業への指導・援助を強めること。
- 5、「福島県女性のための相談支援センター」の機能と体制の強化を図り、DV防止法に基

づく実効ある措置を実施すること。

- 6、自営業や農業に従事する家族労働を正當に評価し、所得税法第 56 条の廃止を国に求めること。
- 7、パワハラなどあらゆるハラスメントを社会から一掃するための実効性ある法整備を図るよう国に求めること。
- 8、同性カップルの権利保障をすすめるパートナーシップ条例・制度を創設すること。
- 9、LGBT など性の多様性を認めあう社会を実現するため、条例を制定すること。
- 10、選択的夫婦別姓制度の実現を国に求めること。

以上